



第 1 回検討会資料に対する意見について

令和 8 年 9 月 2 日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

意見・質問の概要

項目	主な意見・質問
1. これまでの検討経緯	
(1) 輸出確認	バーゼル法との対象・手続の違いの確認、国内資源循環と自由貿易の両立
(2) 法改正・許可制の導入	無許可業者への実効的な監視・取締り、みなし許可・既存許可／条例との調整、適正事業者の負担軽減、許可要件・移行手続の明確化
2. 使用済金属・プラスチック物品の保管・再生基準について	
全体論・制度設計	科学的根拠の重要性、経理的基礎の判断方法明確化の要望、物品ごとのリスク別規制の要望、資源循環と実効的規制の両立の重要性
(1) 囲いの設置	囲いと壁の区別、構造耐力の確認方法・目安の明確化
(2) 掲示板の設置	管理者の定義及び現場責任者の掲示、周辺住民の感情を考慮した掲示内容の要望
(3) 保管の高さ	単一素材の判断方法明確化の要望、容器保管時の勾配基準、プレス品の高さ基準
(4) 土壌・地下水汚染防止	既存法規制との重複・空白の整理の必要性、屋内・容器保管時の緩和措置
(5) 生活環境の保全	騒音・振動支障の影響、騒音・振動等の数値基準設定、既存施設への経過措置の要望
(6) 火災・延焼防止	消防法との整合に関する要望、プラスチック保管の面積要件・対策の必要性、面積要件の根拠に関する質問
(7) 公衆衛生の保全等	害虫等の具体名を出す必要性
3. その他検討事項	
(1) 帳簿	電子化、マニフェスト、実情に沿った運用検討に関する要望、在庫量や処理・出荷期間の上限有無の確認
(2) 適用除外となる面積要件	事業分割の懸念、面積の定義、小規模保管場でのLiB保管時の消防法規制の周知に関する要望
(3) 使用済の鉛蓄電池と使用済家電4品目の保管等に係る基準	フロン回収を対象とすることの懸念、鉛蓄電池の絶縁措置、高圧ガス保安法との整合の必要性
4. 今後、明確化すべき技術的事項ほか	
(1) 指導・監督	無許可業者の指導方法、多言語・関連法令周知の必要性、自治体間の統一運用
(2) 具体的な規制対象定義	対象物品及び完成品・卒業基準、対象となる業の早期検討、具体化の要望
(3) 他法令との関係・運用	関連法規制等との重複・空白の整理の必要性
(4) 保管期間・長期滞留	長期・不法滞留の判断・改善措置、排出事業者責任・罰則等による抑止策検討の必要性

意見の詳細 (1/33)

1. 輸出確認

区分		発言者	内容
会議内	意見	阿部委員 (一般社団法人日本自動車リサイクル機構)	中古部品の名目でモーター、ドア、バンパー等をまとめて輸出する実態がある。リユースの線引きと、プラスチック・金属部品を国内資源循環に留める方策を検討し、適正事業者を妨げない制度とすべき。
	質問	土本委員 (全日本プラスチックリサイクル工業会)	「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を、バーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するものとする」との記載について、従来は汚れたプラスチックが対象と理解しているが、バーゼル法の対象範囲が広がるのか。 - 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品が特定有害廃棄物に該当するということは、従来は特定有害廃棄物でなかった物品が、新たに特定有害廃棄物になるという意味ではないか。 - 両制度に該当する物品にはバーゼル法と廃棄物処理法の輸出規制がともに適用されるが、両者の輸出規制はどのように異なるのか。
会議後	意見	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- バーゼル法の特定有害廃棄物に該当するものを「要適正再生使用済金属」と定義し、違法輸出の未遂罪として問える制度は、業界の適正化にとっても妥当。 - 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品のうち、バーゼル法の特定有害廃棄物に該当するものは国内処理原則となり、輸出には新たに環境大臣の確認を受ける必要がある。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 金属資源の海外流出が問題なのではなく、不適正なヤードが起こしている事象が問題であり、同一の問題ではない。自由貿易を阻害すべきではない。 「※特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の例」には3例のみが挙げられているが、全ての物品を提示してほしい。 - 基準未達の使用済プラスチックが例示されているが、「基準」の内容が曖昧であると、事業者や行政によって解釈が異なるおそれがある。制度の公平性及び実効性を確保するため、基準を明確にしていきたい。

意見の詳細 (2/33)

1. 輸出確認 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 国内の再生基準又は保管基準の「基準」とは具体的にどのような基準を指すのか。 「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」を輸出しようとする者は環境大臣の確認を受けなければならないとされているが、バーゼル法に該当しない「要適正保管/再生使用済金属・プラスチック物品」については環境大臣への届出は不要であることを確認したい。 「※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様に規定」とあるのは、「※特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品～」の誤りではないか。

2. 法改正・許可制の導入

区分		発言者	内容
会議内	意見	庄山委員 (千葉県)	スクラップヤードは不適正事案だけでなく、資源循環を担う重要産業でもある。千葉県としても、条例で規制はしたが、必要な産業であるとの認識であり、その点は環境省と同じ考えである。
		阿部委員 (一般社団法人日本自動車リサイクル機構)	自動車解体業界では、盗難車や、違法なヤード、許可を得ていないヤードでの解体業が非常に増えている。盗難車、違法ヤード、無許可解体には実効的に対応すべき。一方、自動車由来プラスチック・ガラスの資源回収インセンティブ制度について、さらなる拡大には収集の効率化が必要であり、許可要件が制度の阻害要因とならないよう、資源回収インセンティブ制度に沿う適正回収は広く許可みなしとして認めていただきたい。

意見の詳細 (3/33)

2. 法改正・許可制の導入 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- 無許可業者への罰則は施行後の摘発・罰則適用を実行してほしい。 1) 許可申請時の関連法令確認で以下を入れるべき。①労働基準法、所得税法、入管法に基づく、従業員の身分確認がなされているかどうか。従業員台帳と身分確認の状況 ②工場認可（自治体によっては生活環境保全条例、都市計画法・建築基準法に基づく適合性の確認） ③水質汚濁防止法に基づく、下水、雨水放流の確認 ④生活環境影響上の確認（敷地境界での振動、騒音、粉塵） ⑤機械や車両、土地の使用権原の確認 ⑥機械や車両の排ガス規制適合確認 2) 許認可申請時の経理的基礎の確認 ①財務諸表の提出 ②納税証明と国外送金等調書を確認することを必須とする。 3) 無許可業者への厳しい摘発と罰則。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 許可更新期間は産廃と同様にできるだけ長期とし、更新負担を軽減してほしい。 - 今回の法改正は、不適正スクラップヤード問題に対応するため全国で統一的な法制度の創設等が目的とされている。当該問題への対応の必要性については理解しているが、地域によっては未だ顕在化していない実情もあり、全国一律の規制を設けることは、地域によっては小規模・零細な事業者が対応するには時間的・資金的な制約も予想されることから、こうした地域の実情に十分配慮していただきたい。 - トレーサビリティの確保は有害物質が含まれる品種に限定してはどうか（廃鉛蓄電池、雑品くず等）。 - 不適正なスクラップヤードの例は写真であるが、適切なスクラップヤードの例はイメージ図で写真がない。スクラップヤードが全部不適正であるという誤解を招く。 - 適正スクラップヤードとの公正な競争が妨げられているとしながら、適正スクラップヤードの存続が困難になることが予想される。 - 不適正ヤードの買値が高いのは操業面によるものだけではなく、税制面（本人確認）、不法就労などの問題も一緒に取り締まらなければ優位性は変わらない。

意見の詳細 (4/33)

2. 法改正・許可制の導入 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会) (つづき)	『不適正スクラップヤードは環境対策が不十分なことから操業コストが抑えられ、適正なスクラップヤードとの公正な競争が妨げられている』とされている。一方で、その課題をどのような制度運用によって解消するのかについては具体的な説明が示されていない。制度上、適正事業者には新たな許可取得や施設整備、維持管理等の負担が生じる一方、不適正事業者や無許可営業者に対する監視・指導・取締りが十分に機能しなければ、競争環境の改善にはつながらず、適正事業者のみが追加負担を負う結果となることが懸念される。 - 不適正な運營業者を締め出し、適正な運營業者に過度な業務・設備投資負担を生じさせない制度としてほしい。都市計画区分に則った段階的な規制も一案ではないか。 4,625事業場中275件の内訳をみるに、金属、雑品、プラでそれぞれリスクが違ってくるので、それに見合った制度として欲しい（取り扱い品種により低いリスクに対して過剰対応とならないように）。 - 収集された物品と再生された物品の区別が分からない。 「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」及び「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」の対象範囲について、品目例だけでなく客観的な判断基準を示し、自治体及び事業者による判断差が生じないように明確化していただきたい。 - 都道府県が、適正なスクラップヤード業者に速やかに許可を与えるよう、また、過度な上乗せ規制（住民同意等）を求めないようにしてほしい。 - 鉄・非鉄金属資源、プラスチック資源について、現在業界・自治体が健全だと思っている姿を示してほしい。 「みなし許可」を取得する際の具体的な手続及びスケジュールについて明記していただきたい。 - 自治体認定事業者（ヤード条例等）についても簡易手続を検討してほしい。 - みなし許可の対象となる品目・処理方法・施設の範囲を明確にし、既存許可との二重規制を避けていただきたい。

意見の詳細 (5/33)

2. 法改正・許可制の導入 (つづき)

区分	発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会) (つづき) • みなし許可業者については、廃棄物処理業の許可品目と性状・処理工程が同一の対象物品について、廃棄物との混合保管及び一体的な再生を認める旨を明確にしていきたい。 • みなし許可の題目については専門会員企業にとって最も大事、かつ関心のある項目と思われる。柔軟かつ的確な「みなし」が必要。 • 廃棄物処理業者は「みなし許可」となり許可不要となるが、「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」の保管・再生については、同性状の廃棄物との混合保管・再生も可能である旨を明確にするべき。(実運用として区分保管・再生は難しい) • 廃棄物処分業の許可をもっている保管場が除外されるのであれば、既に各都道府県で屋外保管条例の許可を取得している保管場も特別優遇措置があってもよいのではないかと考える。既存業者はみなし許可制度とし、一定の猶予期間を設けヤードの改善を促すほうが合理的と考える(みなし期間中の立入検査や指導は必要)。 • 不適切な不用品回収業者・遺品整理業者に対する取り締まり、家庭の電器電子製品の自治体回収促進(小型家電リサイクル法等の活用)を行うべき。 • 現状、廃棄物処理業者に対する罰則でも甘い。違反者には許可取消、原状回復、罰金額等をもっと厳しくすべき。 • 廃棄物処理法改正について、業界としては賛成している。ただし、適正に事業を行っている業者に過重な負担をかけると、循環経済の国家戦略や資源循環を適正に進めることに影響を及ぼすと思料。日本の成長戦略にも関わる問題である。 • 鉄リサイクル業界は年間3,200万トン、1日10万トンの鉄スクラップを再生・加工し、国内鉄鋼原料の25%を供給する。事業が止まれば造船・都市機能高度化等の材料不足につながるため、政省令は適正事業者には過重な負担を課さないナショナルミニマムの観点で議論してほしい。

意見の詳細 (6/33)

2. 法改正・許可制の導入 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	土本委員 (全日本プラスチックリサイクル工業会)	- 再生材利用の目標計画等によりプラスチック再生材の需要増が見込まれる一方、良質な使用済プラスチックは発生時期・場所が不安定で収集が難しい。破碎・洗浄を担う中小再生事業者への過度な規制は、廃業と再生材の供給途絶を招き得る。政策的必要性和業界特性を踏まえた検討と、適正・不適正事業者の見極めが重要である。 - 保管・再生基準の整理と、完成品の製造工程・再生原料の定義を並行して議論し、対象事業者が一定程度明確になった段階で基準の内容を決めるべき。基準だけ先にでき、その後に対象となる事業者、外れる事業者が決まる流れでは議論が難しい。
		室石委員 (全国産業資源循環連合会)	ヤード対策は環境負荷のおそれや実害を背景としていると理解している。各種基準は科学的に過不足のない規制をかけるスタンスが必要と考えており、必要な規制を課すことで、資源循環の促進につながる。
	質問	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	欠格要件の連鎖について、資源リサイクル事業者が準備できているのか。主な対象は複数工場を保有する大手と考えられるが、該当会社は全工場で既に許可を保有しており、実際には大きな問題がない可能性もある。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 健全・適正なスクラップヤード、プラスチック保管場所の事例は調査したのか、また、事例紹介する予定か。 - 公正な競争環境の確保という制度目的を実現するためには、不適正事業者及び無許可営業者に対する監視・指導・処分体制や、その実効性をどのように担保するのかについて、具体的な考え方を教えていただきたい。 - 今回のみなし許可に該当する許認可を取得せずに事業を営んでいる事業者(例：純粋な鉄スクラップディーラーなど)は、今後どのような許認可をどのような手続で取得することになるのか、明確にいただきたい。

2. 法改正・許可制の導入 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会) (つづき)	4,625事業場中275件というのは現在も継続中の案件か、過去解決済み案件か、または含むか。 - 再生されたとみなされる基準を、供給側・需要側・商社等からヒアリングしているか。 - 条例の許可制との整合性はどのように担保するのか。 - 製鉄・精錬の一部として行われる再生を行うものと、スクラップ処理（特に単一金属を扱う企業）との違いを説明してほしい。 - 経理的基礎とは何を指すのか。 - みなし許可と既に条例での許可、許可待ちの状態を、どのように調整するか。 - 既存の廃棄物処理業者及び処理施設の設置者であるが、みなし許可事業者としての手続等はあるのか。 「みなし許可」となる事業者であっても、新法に基づく何らかの移行届出や通知を提出する必要があるのか。また、みなし許可業者が事業場を拡張・移転する場合の手続についても確認したい。 - 産廃収運業で積替保管がある場合、その事業場もみなし許可となるのか。 - 千葉県屋外保管条例では、廃棄物処理業者であっても屋外で保管する場合は申請が必要であったが、本改正では屋外であっても産業廃棄物処理業の許可があれば申請は不要か。 - 全国で不公平が出ないように、許可申請に対する応答義務、早期判断を促す、判断までの標準時間を示すなど、環境省は対応してくれるのか。 - 違法なスクラップ業者への供給源について、取り締まり、自治体の受け入れ促進を考えているのか。 - 家電リサイクル法のメーカーから処理委託を受けたりサイクル業者、広域認定内の処理業者も「みなし許可業者」の範囲に含まれるのか。

意見の詳細 (8/33)

2.1 保管基準・再生基準 全体論・制度設計

区分		発言者	内容
会議内	意見	庄山委員 (千葉県)	- 有価で買い付け、より高く売却する事業形態において、「経理的基礎がない」ことをどのような項目・方法で審査するのか。今後、事業実態に即した考え方を示すべき。 「再生の基準」は再生工程に係る技術基準を指すのか、処理後物の製品としての品質、すなわち使用済物品の卒業基準を指すのか。定義を確認したい。
		窪田委員 (三重県)	- 有価物・再生物に廃棄物より厳しい保管基準を課す理由を説明できるロジックが必要。 - 再生基準が不明瞭で、同じプラスチックの破碎行為でも、原案では、廃棄物処理法第15条施設には構造基準、維持管理基準・計画、改善命令等が適用され、有価物施設には適用されない。同法律の中で別基準が存在することについて、自治体が説明・指導できる明確な基準とロジックが必要。
会議後	意見	庄山委員 (千葉県)	再生基準では、事業に伴い発生する騒音・振動等の生活環境保全上の基準と、再生後の物品としての品質（使用済物品の卒業基準）基準のそれぞれを扱うという説明があった。基準の設定に当たっては、同法の廃棄物処分業許可との整合を図るとともに、行政の許可審査や現地指導において実効性を確保するため、明確に判断できる基準とする必要がある。
		平野委員 (日本プラスチック有効利用組合)	使用する用語、表現などは関係する業界と連携してほしい。業界が変わると「意味が違う」「解り難い」用語・表現が見受けられる。資源循環においては、新たな表現を創る前に、使用する側の業界で用いられている用語や表現の実情も確認して、齟齬の出ぬようお願いしたい。
		鈴木委員 (橋元総合法律事務所)	廃棄物処理法の枠内で議論する以上、「経理的基礎」「生活環境保全上の支障」等、既に規定された概念・用語は、「行政処分の指針」等に示された従来の解釈を踏襲することを前提とすべき。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	鉄スクラップの発生元は多岐にわたり、発生する鉄スクラップの特性も様々で環境リスクも異なる。スクラップヤードを一律で規制するのではなく、鉄単体を取り扱うヤードと、鉄と鉄以外の複合物を取り扱うヤードの規制は異なって然るべき。同一ヤード内で両方を取り扱う場合は、ヤード内の置き場を区分し、置き場ごとに必要な環境対策を施すべき。

2.1 保管基準・再生基準 全体論・制度設計 (つづき)

区分	発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会) (つづき) - 金属とプラスチックはリスクの要点が違うのではないかと。同じ法律内で扱うにしても金属は・・・プラスチックは・・・と区分けは必要。 - 適正な保管・再生業者及び流通商社に対する配慮が不十分ではないかと。 『経理的基礎・技術的基礎』は許可基準の重要な要件である一方、その判断基準が曖昧であると、許可権者ごとの運用に差が生じるおそれがある。したがって、全国で統一された客観的かつ合理的な判断基準を明確に示してほしい。なお、その基準が赤字決算、債務超過、創業間もない事業者、個人事業主であることのみを理由として、適正に事業を営む事業者の事業継続を困難にするようなものとならないよう、配慮される必要があると思う。 - 保管・再生・完成品の違いを明確に定義すべき。 - 我々業界として目指すものは循環の促進に悪影響を及ぼすことなく公正・公平に事業活動を継続できるルールを整備することである。 - 資源循環の輪において重要な役割と記載があるが、保管方法など加工処理量の減少、事業の縮小につながる基準が多い。 - 第3回検討会における業界ヒアリングの要領（ヒアリング内容、所要時間等）を早急に御教示いただきたい。 - 今後の検討会で具体的な基準等に関し当工業会の要望を意見具申することとしているが、年度内に取りまとめるには時間的に限られていることもあり、環境省事務局に対し、当工業会の要望を個別に申し上げる会合を適宜設けていただきたい。 - 各基準は一律に適用せず、物品の性状、発火物・油分等の混入可能性、屋内外の別及び保管・再生方法に応じた合理的な基準としていただきたい。 - 各地自治体に周知徹底を行うため、ヒアリングを多く進めてほしい。

2.1 保管基準・再生基準 全体論・制度設計 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会) (つづき)	- 保管・再生基準は、自治体の運用実績だけでなく、実際に保管・加工・出荷を行う事業者の実態や技術的知見を十分反映し、実効性と実現可能性を両立した基準としていただきたい。 - 新たな認証取得義務は大きな負担となる。 - 屋外保管と屋内保管で方針・基準が変わるのであれば、屋内の規定を明確にする必要がある。担当者によって屋内認定したりしなかったりでは問題が発生する。 - スクラップヤード内は、重機での作業効率、労働安全、品質の確保、搬入搬出の動線などが重要であり、固定的なイメージ図では作業ができない。 - 保管業と再生業の違いが不明である。 - 実態に即した基準を設けるべきである。 - 要適正保管/再生使用済金属・プラスチック物品の保管・再生基準については、既存の厳しい条例等を参照して制度設計を行おうとしているように伺われるが、全国展開する基準である以上、過度に厳しい基準ではなく、ナショナル・ミニマムとなるよう検討願いたい。 - 単一素材の鉄・非鉄金属スクラップについては、規制対象とする場合であっても、対象物の特性や生活環境保全上のリスクは一樣ではないことから、一律の保管・再生基準ではなく、リスクに応じた基準を設定すべきである。例えば、以下のように区分して基準を検討していただきたい。 ①単一素材の鉄・非鉄金属スクラップ ②鉄・非鉄金属・プラスチック等の複合物（電池混入のおそれがないもの） ③非鉄金属・プラスチック等の複合物（電池混入のおそれがあるもの〔いわゆる「雑品」〕） 特に③については、自然発火・延焼リスクが相対的に高いことから、①及び②とは異なる保管・再生基準を設けることが適当と考える。

意見の詳細 (11/33)

2.1 保管基準・再生基準 全体論・制度設計 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会) (つづき)	千葉県は周辺住民への周知として住民説明会を義務付けているが、実際に説明会に訪れる住民は数名程度(0名との報告も多数ある)だったことから、会場を借りてまでの説明会の必要性はないと考える。(はがきやビラ、掲示板やネットなどの周知、もしくは事業所内での説明会などで完結できる。)
	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 検討の流れ第3回以降・⑥「公的規格や第三者認証」とはどのような規格や認証制度を想定しているのか。 - 例えば容器に入れて保管する場合、産業廃棄物と同様の保管基準が適用されると解してよいのか。また、屋内保管と屋外保管の場合に保管基準に差異が出るのか、同一基準とするのか。 - 屋内保管は、生活環境保全上の支障がほとんどない。今回の規制で屋内保管を対象とした理由は何か。 - 働きやすく、効率よく作業・品質が確保できる姿を、業界団体からヒアリングしたか。 - 条例未設定自治体17団体からヒアリングを実施予定となっているが、どのような内訳なのか。各地区に均等にヒアリングされていくのか。 - 場所について、①港湾(ステベ所有の土地)での他社在庫、②製鉄所内の他社在庫に対する規制は具体的にどうか。
		福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- 再生に関わる許可対象は、切断、圧縮、破碎、選別、洗浄、再生のために行う保管を含む。これは廃棄物処理法第15条施設・破碎施設とは別か。再生目的であれば、業許可のみでよいのか。 - 都道府県知事の権限を、廃棄物処理法施行令で定める市へ移管するとあるが、具体的に何を移管するのか。 - 既存許可保有業者は許可をみなされるとの整理だが、産業廃棄物の基準と要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管基準のうち、より厳しい基準を適用するのか。

意見の詳細 (12/33)

2.1. (1) 囲いの設置

区分		発言者	内容
会議内	意見	白鳥委員 (東北大学大学院環境科学研究科)	• 囲いと壁の区別が十分でない。現場では仮設材のような囲いが歪み、下部の隙間から物が流出する例がある。壁は寄りかかってもよい構造物、囲いは敷地境界を示すものといった区別をした方がよい。
		福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	• 囲いを支えとして利用する場合、強度・構造の説明を求めるべきではないか。工作物に当たるのか。壁が倒れないことの説明も必要。加盟各社には負担だが、不適正ヤードが万能鋼板の仮囲いを支えとして使う実態を踏まえ、囲いと支えの壁を区別すべき。
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	• この項目を求めることは重要と考えるが、これを達成するために検討会資料P13～15に記載の高さ制限の数値規制を設けることは意味がない。関係自治体の検証能力に限界がある。 • 囲いに荷重がかかる場合、耐力上安全な囲いとなっているが、千葉県は囲いの強度計算表の提出を求めてきたため各社大変に苦労をした。強度計算表ではなく、何ミリ以上の鉄板を使用した囲いや、コンクリート塀等、具体的な表記にしていきたい。(万能鋼板や安全鋼板の寄りかかりは不可等。)
		高岡委員 (京都大学大学院工学研究科)	• 「囲いが構造耐力上安全」であることは自治体を確認するという理解でよい。積載物によって条件が異なると思われるが、その目安が示されるという理解でよい。
	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	• 敷地の境界は全て同じ考え方になるのか。道路に面した箇所と一般的に人の往来がない箇所を同様に考えるのか。

意見の詳細 (13/33)

2.1. (2) 掲示板の設置

区分		発言者	内容
会議内	意見	庄山委員 (千葉県)	• 「管理者」の掲載について、千葉県条例では「現場責任者」の掲載を求めている。立入検査、苦情や事故等の緊急時に現場に責任者がおらず対応できないことがある。指導があった時に適切に対応できる者が現場にいないと対応の遅れにつながるため、「管理者」を「現場責任者」と同等に定義すべき。
		福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	• 適正な鉛バッテリー保管基準を持つ会社が「有害使用済機器を持っていること」を掲示する場合、個別表示ではなく、掲示板内の許可品目への追記でよいのではないか。周辺住民のNIMBYを過度に刺激する懸念がある。
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	• 関係者以外立入できない場所なので、そこまで必要か。特定要適正再生使用済金属だけでいいのではないか。

意見の詳細 (14/33)

2.1. (3) 保管の高さ

区分		発言者	内容
会議内	意見	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- 生活環境上の適正化と、素材産業のサプライチェーンへの負担の両方を踏まえて検討いただきたい。50%勾配は素材産業やスクラップヤードの運用慣習からみて厳しい。安全性と保管効率を両立するため、例えば大手素材メーカーの安全基準を算定根拠として検討してはどうか。囲いに荷重がかかる場合に勾配制限がない点はあるがたい。 - 単一金属の圧縮保管について、素材メーカーでは圧縮アルミ缶・スチール缶プレスを崩してばら積みする場合があります。崩した方が安定するため、この形態には高さ規制が不要ではないか。 - 被覆電線やモーターなどのスクラップ形態は自然発火しないが、単一素材と雑品のどちらに該当するのか。単一素材のスクラップとして扱ってもよいのではないか。
		窪田委員 (三重県)	単一のプラスチック・金属を高さ制限の対象外とすること自体はよいが、「単一の製品」か否かを現場で判断できる明確な定義、判断要素、具体例が必要。
会議後	意見	庄山委員 (千葉県)	容器入り物品を勾配規定から除外すると、敷地境界でも相当な高さまで積上げ可能となる。住宅隣接地では圧迫感や火災への不安が生じ、堅牢な囲いより災害時の崩落リスクも高いため、敷地境界からの勾配規定等が必要。千葉県では苦情事例もある。
		高岡委員 (京都大学大学院工学研究科)	今後の議論かもしれないが、プラスチックスクラップ・金属スクラップのみとする場合、どのように判断するのか、使用済金属・プラスチック物品から外れるものは何か、あらかじめ決めておく必要があると考える。
		福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- 単体金属スクラップに高さ制限を設けないことに賛成。 - 単体素材の高さ制限は不要。
		土本委員 (全日本プラスチックリサイクル工業会)	単一素材保管である事の証明は困難ではないか。使用済プラスチック物品の場合は、小さなボルトや接続部品などの異物が一定量混在してしまうことは避け難い。
		境委員 (一般社団法人電池サプライチェーン協議会)	LiBは車載・定置・民生で保管要件が異なるため、用途と内在リスクに応じた合理的基準とすべき。

意見の詳細 (15/33)

2.1. (3) 保管の高さ(つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 千葉県屋外保管条例ではギロチン材を当初の説明では単一金属と説明されたが、途中から雑品または災害廃棄物と同等と判断されている。単一品の基準を明確にしていきたい。 - 保管物の高さ制限について一律最大〇mの規制に併せて、擁壁高を十分に確保出来ていれば、高さ最大値の+αを許容する規定としていただきたい。 - 保管高さ(5m等)や50%勾配の規定について、鉄スクラップの単一素材など発火リスクが極めて低く、かつ重量・形状的に崩落リスクが少ない物品については、現場のヤード面積の制約も考慮し、過度な制限とならないよう除外規定を現場の実態に即して柔軟に設定していただきたい。 「電池等の発火のおそれがある物品」の具体例があれば分かりやすい。 - 四方向が堅牢な囲いの場合(ピットなど)は、高さ制限だけを設け、勾配規定の適用は除外すべきである。 - 高さや勾配、単位面積に数字を設定しても意味がない。 - 安全上、積み高さが1.5mを超える荷物をはい崩しする場合は「はい作業主任者」選定が必要である旨も併記した方がよいと考える。
		高岡委員 (京都大学大学院工学研究科)	5mは過去事例や災害廃棄物を含めてコンセンサスを得ている値と考えられるが、最近のプラスチックスクラップ火災の事例にも同様に妥当か。
	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 既存廃掃法の保管基準では面積と壁の高さが一定以上であれば5m以上の保管が可能だが、みなし許可であっても保管高さ基準を見直す必要があるのか。 - 高さの上限を設けないとあるが決定事項との認識でよいのか。

意見の詳細 (16/33)

2.1. (4) 土壌・地下水汚染防止

区分		発言者	内容
会議内	意見	土本委員 (全日本プラスチックリサイクル工業会)	排水規制や自治体の公害防止条例による指導がある中で、新たな規制が必要な理由と対象を示すべき。個別規制法を総点検し、規制の空白のみをガイドライン等で補完すべき。
		寺園座長 (国立環境研究所)	大気汚染防止法の一般粉じん発生施設等も含め、既存法令で規制される事項と規制の空白を棚卸しする必要がある。
会議後	意見	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- 単体スクラップが雨水に触れることで、どの程度溶出するのか。容器保管や屋内保管の場合の緩和措置などを考慮すべき。 - 屋内保管の場合、出入り口だけの排水溝でよいのではないか。不浸透性材料は、保管箱が漏出しない・浸透しない材料でない限り、保管箱も考慮すべき。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 地下浸透の防止措置について具体的な措置に触れていないが、品目や形状など具体例と必要な防止措置を明示していただきたい。 - 油水分離槽の設置は当然のことと思う。年に1度は水質検査を行わせてもよいのではないか。 - 事業場の規模に応じた規模の（油水分離槽の）設置は必要条件と考える。 - 全面舗装等を一律に求めず、油や汚水による汚染のおそれがある場合に限定していただきたい。
	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	地下浸透の防止措置についてコンクリートなどを敷設するとなっているが基準等はあるのか。

意見の詳細 (17/33)

2.1. (5) 生活環境の保全

区分		発言者	内容
会議内	意見	白鳥委員 (東北大学大学院環境科学研究科)	主要な環境影響は、周辺住民への騒音・振動である。騒音・振動規制法があるが、法の対象外の事業者や、外国人事業者の中には、規制内容を知らない事業者もあり、他法令を含む教育が重要。実効性担保には、住宅地のデシベル値等の具体基準と基準超過時に強い対応ができる規定が必要。
		窪田委員 (三重県)	騒音・振動については、地域からの課題として大きい。一方、騒音規制法や振動規制法の基準は原則として適用されないと思われるため、そうした場合にも自治体が指導できるよう、例えば廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理基準のように、自ら騒音の数値を守ることを宣言して事業を行う仕組みなど、騒音・振動影響を抑制するための実効性のある仕組みを検討してほしい。
		寺園座長 (国立環境研究所)	「生活環境保全上支障がないように」とするだけで十分か検討が必要。2006年の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の測定・調査方法、既存施設への規制、他法令との関係を棚卸しすべき。
会議後	意見	鈴木委員 (橋元総合法律事務所)	- 法文は「生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある」であり、「支障」と略して議論する際も「おそれ」を含むことに留意すべき。 「生活環境」は環境基本法第2条第3項と同義で、一般的な生活環境に加え、人の生活に密接な財産、動植物、その生育環境を含む。「おそれ」は危険と同義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態で、高度の蓋然性や切迫性までは要求されていないことを改めて確認する必要がある。振動・騒音は支障の中心的事象だが、「おそれ」の観点ではそれだけに焦点を当てて基準を議論してよいか、慎重に検討すべき。
		福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	振動・騒音の適正性担保が必要であることは認識している。ただし、問題がないことの証明は実質的にミニアセスとなり、一定の負荷が生じる。防音壁等の改修にも時間を要するため、経過措置を設けられないか検討が必要。
		平野委員 (日本プラスチック有効利用組合)	必要な規制値は「〇〇法の規制に準拠する」としてはどうか。

意見の詳細 (18/33)

2.1. (5) 生活環境の保全 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 環境リスクの内、騒音・振動・汚水は、所在地における各種環境規制に則って事業を営んでいるものであり、所在地における規制をクリアしている事業者においても追加の措置が必要となるのか。規制をクリアしていない事業者を取り締まるべきではないか。 - 既存の騒音規制法との二重規制にならないよう整理してほしい。
	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	騒音・振動・汚水は、製造業等様々な事業に共通する環境リスクであり、スクラップヤードだけを取り上げて規制強化を行うのは他事業との公平性の観点から問題がある。例えば、金属加工を伴う製造業で発生するスクラップの置場でも同様に規制するのか。発生元での規制は対象外とする場合、そこから引き取ったものをスクラップヤードに持ち込むと規制対象となる根拠は何か。 例) 新断の音、切粉の切削油、スプレー缶や塗料缶の音、内容物漏れなど 例) 鉄筋加工や鋼材ファブでの発生端材は音や振動も大きいのではないか

意見の詳細 (19/33)

2.1. (6) 火災・延焼防止

区分	発言者	内容
会議内	意見	境委員 (一般社団法人電池サプライチェーン協議会) LiBの電解液は消防法上の危険物である。廃棄物処理法の新たな保管基準との矛盾を避け、消防法との整合を図るべき。
		土本委員 (全日本プラスチックリサイクル工業会) 消防法ではプラスチックを可燃物として防火設備・スプリンクラー等の設置を求めている。既存規制で十分な理由及び、廃棄物処理法による上乗せ規制の必要性を整理すべき。
		高岡委員 (京都大学大学院工学研究科) 火災防止を求めるだけでなく、火災が発生した際の対応も基準に含めるべき。
		寺園座長 (国立環境研究所) 現実にはプラスチックヤード火災が発生し、対応が十分でないことも事実。防火設備等の追加措置が必要かを含め検討する必要がある。
会議後	意見	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会) 油の付着がない限り、単体金属スクラップで燃えるものは基本的にはないのではないかと。プラスチックの場合、可燃物であることから消防法などの規制も踏まえて検証すべき。
		境委員 (一般社団法人電池サプライチェーン協議会) 区分・面積制限に加え、初期消火設備の実装を規定してはどうか。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会) - 様々な環境汚染の未然防止対策はあるが、「火災」に関してはリチウムイオン電池等、製造者及び一般社会も含めた周知、対応を強く呼びかけることも極めて重要。 - 自然発火の恐れがない物の保管制限（高さ、保管物同士の距離）はかけないでいただきたい。 - 金属に関して言えば、火災を気にしなくていい品種もある。延焼防止の観点から仕切りを設けるならば、仕切りを設ける品種については限定してもいいのではないかと。 - 保管単位面積を200㎡以下としているが、200㎡以下は厳しすぎる。

意見の詳細 (20/33)

2.1. (6) 火災・延焼防止 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会) (つづき)	- 火災と延焼防止の規づくりには同意するが、火災原因となる物品 (リチウム電池限定でもよい) の製造者、販売者も巻き込んだ対策も考えられないか。 - 鉄と鉄以外の複合物である雑品類や、リサイクル法の網を潜り抜けた小型家電が鉄スクラップに混入して流通している実態(区分②)があるが、このために健全なヤード事業者は火災リスクに晒されているのが実情であり、雑品類の分別回収に関するルール整備 (解体現場や排出者での分別の義務化、小型家電リサイクル法の規制強化、家電4品目の不適正処理の取り締まり強化、効率的な回収システム構築等) が必要である。これらの分別には排出者や持込者の責任の比重を重くすべきであり、リサイクラーは健全な再生活動推進にこそ責任を持つべきである。
	質問	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- 延焼防止の保管単位面積200㎡にはどのような算定根拠があるか。保管単位面積という考え方自体は必要。 - LiBを混合させない取扱いは運搬時から重要だが、運搬業者にも適用されるのか。

*消防庁危険物保安室：プラスチックスクラップは延焼が速く、消火も著しく困難。現方針では、プラスチックの単一保管の場合は保管面積の制限はないが、一定規模の閾値や安全対策を求めるべき。

2.1. (7) 公衆衛生の保全等

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	事業場を衛生的に管理するのは当然だが、「ねずみ」や「はえ・蚊」等の具体名まで出して措置を規定しようとするのはいかなものか。

意見の詳細 (21/33)

3.1. 帳簿

区分		発言者	内容
会議内	意見	高岡委員 (京都大学大学院工学研究科)	現在の実務環境を踏まえ、紙帳簿に限らず、帳簿の電子化を進めることも検討すべき。
	質問	平野委員 (日本プラスチック有効利用組合)	廃棄物処理法と同様の在庫量や処理・出荷期間の上限を設けるのか。入荷日と出荷日の記録だけで実在庫との突合、棚卸し確認が可能か、現在の検討状況を示してほしい。
会議後	意見	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	帳簿の記載・備付けは重要。一方、相手方の本人確認は金属盗対策法と重複するため、廃棄物処理法では不要ではないか。本人確認を求めるよりマニフェスト制度を導入する方がよい。犯罪収益移転防止法の枠組みではなく、生活環境やリサイクル管理に必要な情報とすべき。業界加盟社の反発も予想されるが、中長期的には必要な検討事項。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 金属スクラップの資源循環の透明化を図るために、産廃と同じく産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行を義務付けてはどうか。金属スクラップの適正処理、窃盗防止、税制面の透明化を図る上でもよい。 - 仕入伝票・出荷伝票の発行及びそのデータをサーバー管理しているのが一般的である。 - 原則バラ物の取扱い商品であり、受入量、搬出量としての帳簿管理はできるが、個別の履歴を扱うのは難しい。 - 厳格な帳簿の作成・5年間保存が義務付けられることで、現場の事務負担が過大となる懸念がある。 - 手書きや専用フォーマットの強制ではなく、現在各社が導入を進めている配車・計量システムや電子マニフェストとのデータ連携による「電子データでの記録・自動保存」を正式な帳簿として認めるガイドラインとしていただきたい。 - 有価金属スクラップは、廃棄物とは異なり、市況や需要、ロット形成等に応じて中長期間保管されることがある。このため、保管期間の管理を前提とした帳簿制度は、実態に即していないと考える。制度設計に当たっては、有価物として流通する金属スクラップの特性を十分考慮し、業界の実態に即した管理方法を検討していただきたい。

意見の詳細 (22/33)

3.1. 帳簿 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄 リサイクル工業会) (つづき)	- 基本的に有価物であれば不法投棄などにはつながりにくく、保管業、再生業にて一定のルールを求めているのであれば必要ないのではないかと。特定要適正再生使用済金属のトレーサビリティならまだ理解できる。一般的に普及しているシステム等で要件を満たせる程度に留めるだけでも十分ではないかと。(Tracon等) - 廃棄物処理業者(みなし許可)にあつては、廃棄物処理の帳簿と新制度の帳簿を設ける必要があり、過度な負担となる。 - 再生年月日、再生方法、再生量を記載内容とするのは煩雑になる。 - 保管業と再生業の違いが分からないが、帳簿の記載内容が変わることは更に意図が不明。混乱を招くだけである。 - 帳簿イメージでは「処分(再生)年月日」を管理することとされているが、有価金属スクラップは、市況や需要、ロット形成等に応じて中長期間保管されることが一般的である。また、一つの受入ロットから複数の品目へ選別され、それぞれ異なる時期に出荷されることが通常であり、さらに製鋼原料等は大量の有価物を混合・保管しながら出荷するため、受入ロット単位で「処分(再生)年月日」を管理する帳簿は実態に即しておらず、現実的な運用は困難である。帳簿制度を検討する際には、鉄スクラップ業界における実際の保管・加工・出荷形態を十分考慮した管理方法としていただきたい。 - 伝票管理が行えない事業所のみ、必要事項を帳簿管理すればよい。 - 廃棄物処理業者等のみなし許可業者については、既存の廃棄物処理法上の帳簿との一体管理を認め、同一物品・同一処理工程について二重の帳簿作成を求めない運用としていただきたい。

意見の詳細 (23/33)

3.1. 帳簿 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	質問	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	保管の帳簿付けは、入荷と出荷の双方を対象とするのか。入荷記録と出荷記録を紐付けるのか。
		境委員 (一般社団法人電池サブライチェーン協議会)	- 要適正保管使用済金属・プラスチック物品にはマニフェスト制を導入しないとの理解でよいか。導入しない場合、排出者が引き渡した物品が許可業者へ確実に渡ったことをどのように担保するのか。 - 現状、有価物として流通する商材はマニフェスト交付の対象外であるため、この運用を踏襲する整理か。不適正事業者へ物が流れる可能性も踏まえて検討すべき。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	「再生（加工や選別）した年月日」記載欄があるがそこまで管理できるか。例えばギロチン加工を何月何日に何トンを生入れ先別に管理することなどは困難に思われる。 - 帳簿の受入れと搬出（持出し）を紐付けする必要があるのか。 - 再生の基準が不明確。何をもって再生年月日とするのか。

3.2. 適用除外となる面積要件

区分		発言者	内容
会議後	意見	高岡委員 (京都大学大学院工学研究科)	どこかで裾切りする必要があるため100㎡という閾値は理解できるが、事業分割・分割申請を抑制する文言が必要ではないか。
		境委員 (一般社団法人電池サプライチェーン協議会)	100㎡を超えない面積とすることには異論なし。ただし、リチウムイオン蓄電池においては、消防法にて指定数量が定められているため、100㎡未満であっても指定数量以上の危険物貯蔵（保管）においては当該法の適用を受けることになる。ガイドラインには関連法規の概要や遵守すべき事項について注釈を入れるべきである。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 許可を要しない者の定義①政令で定める面積以下とあるが、既存の不適正ヤードと思われる業者は狭い土地範囲で生業を行っている業者もあり、そのような業者が対象外とならないような的確な面積としてほしい（資料3 P24 100㎡以下の面積要件は妥当と思われるが、改めて不適正スクラップヤードが存在しないように確認をお願いしたい）。 - 適用除外の基準として100㎡以下という面積要件が示されているが、面積のみをもって規制対象外とすることの妥当性について疑問がある。例えば、盗難銅系スクラップ等の高価な金属スクラップを取り扱う小規模事業者も想定されることから、100㎡以下であっても生活環境保全上や盗難品流通防止の観点から一定のリスクを有する場合がある。
	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 適用除外の判断基準である「100㎡を超えない面積」については、事業者単位なのか、事業場単位なのか。また、その面積は事業場全体を指すのか、それとも保管又は再生の用に供する区域のみを指すのか、具体的な算定方法を明確にしていきたい。 - 許可を要しない者で敷地面積が政令で定める面積以下の事業者とあるがなぜか。小規模でも同様ではないか。小規模保管についても適用除外にしくてもよいと思う。

3.3. 使用済鉛蓄電池と使用済家電4品目の保管等に係る基準

区分		発言者	内容
会議後	意見	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- 鉛バッテリーとLiBの保管では、絶縁処理が必要ではないか。LiBは水への沈降により放電処理を求める再生事業者もいるため、使用した水の放流について技術的安全性を検証すべき。 - 家電4品目以外の家電は、有害使用済機器と同等に扱うことでよい。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 家電4品目、廃自動車及び小型家電28品目については、既に個別法に基づく適正な管理制度が運用されている。本制度において重複した規制を設けることは、事業者負担の増加や制度運用の複雑化につながるおそれがあることから、既存制度との役割分担を明確にし、二重規制とならないよう整理すべきである。 - 既存リサイクル法に基づいた措置でもよいのではないかな。 - 資料記載の方向性に賛成する。家電4品目については、既存の家電リサイクル法との整合を図りつつ、冷媒・断熱材中のフロン類の漏えい防止及び適正回収の具体的基準を設けていただきたい。 - 家電リサイクル法以外のエアコン（業務用空調機器）についても同様に規制いただきたい。
	質問	高岡委員 (京都大学大学院工学研究科)	冷媒の炭化水素ガスや断熱発泡材の取り扱いについては、高圧ガス保安法などで規制されていると思われるが、触れる必要はないかな。
		庄山委員 (千葉県)	「フロンの適切な回収」は進めるべきではあるが、ヤード事業者が行う余地があるのか。業務用であれば、第1種回収業者の登録制度があり、家庭用は家電リサイクル法の下で指定法人等により取り扱われるべきではないか。他法令の抜け道となりうるので金属スクラップヤードで扱わない方がよいと考える。（家電4品目ほかフロン未回収の物品を扱わないという規制を設けるのであれば理解できる。）
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	「有害使用済機器保管等届出制度」の有害使用済機器には家電4品目のほか、小型家電28品目が対象となっているが、同制度が廃止になると理解している。本項には小型家電28品目に関する言及がないが、その扱いはどうなるのか。

意見の詳細 (26/33)

4.1 指導・監督

区分		発言者	内容
会議内	意見	窪田委員 (三重県)	事業を行うことに対する課題が大きい。外国人事業者との意思疎通、日本語・法令理解の不足による地域との軋轢に対応するため、資格や講習会受講の義務、法律の周知を含め、許可取得時の対応を検討すべき。
	意見	境委員 (一般社団法人電池サプライチェーン協議会) 平野委員 (日本プラスチック有効利用組合) 木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 許可発出権限は自治体にあるものの、認識に差異が生じるとローカルルールが生まれてしまうことから、定義は具体的に示すとともに、疑義事項については環境省へ判断を仰ぐようにしてほしい。 - 問題（不適切ヤード）のある事業者へ不要となったプラスチックを売却した販売者にも罰則を科してはどうか。 - 無許可営業者への厳しい取締りを前提とした更に具体的な取り組みを述べていただきたい。許可を取得した業者は名簿をもとに立入検査等が行われると思うが、許可そのものを取っていない業者の把握、立入による確認の具体的スキームが必要。 「基準違反、無許可営業等には立入検査、改善命令、措置命令、許可取消、罰則等により対処する」とされている。しかし、無許可営業者については、行政がその存在をどのように把握し、監視・指導を行うのかが明確ではない。許可制度では行政は許可業者を把握できる一方、無許可営業者については、そもそも行政が事業者の存在自体を把握していないケースも想定される。その結果、適正な許可業者のみが規制や立入検査の対象となる一方、無許可営業者への指導・取締りが十分に行われなければ、公平性を欠く制度となるおそれがある。このため、無許可営業者の把握方法、監視体制、行政・警察等との連携、通報制度等を含め、制度の実効性を担保する仕組みについて明確に示すべきである。 - 罰則を適用すべき無許可営業者の認知方法、立入指導等の確認が都道府県で温度差が生じない基準、スキームの構築をお願いする。 - 無許可営業や基準違反に対する立入検査・命令等が実効的かつ統一的に行われるよう、行政の判断基準及び執行手順を明確化していただきたい。日本語での意思疎通が困難な事業者についても、多言語周知にとどまらず、確実な指導・是正が可能な運用としていただきたい。

意見の詳細 (27/33)

4.1 指導・監督 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 立入検査等の規定の整備→自治体、警察庁と連携して介入強化を図ってほしい。 - 罰則規定を更に重くしていただきたい。
	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	無許可営業（一番問題）の業者に対して、どのような取り締まりを行うのか。

4.2. 具体的な規制対象定義

区分		発言者	内容
会議内	意見	阿部委員 (一般社団法人日本自動車リサイクル機構)	使用済鉛蓄電池・ニッケル水素電池にはリビルト可能品と処分対象品が混在する。判定方法と、リビルト事業者を規制対象とする範囲・条件を十分に整理すべき。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	鉄スクラップは切断前後で外観変化が小さく、材料・原料と製品の判断が難しい。再生物が必ずしも外観上明瞭な製品になるわけではない点に留意が必要。
		白鳥委員 (東北大学大学院環境科学研究科)	諸外国では、卒業品は単なる品質基準だけでなく、管理・チェックの仕組みと一体で運用されている。米国リサイクル産業協会の細かな品質基準等を参考に、第三者保証、団体認証、保存文書を活用するといったソフト面の仕組みも議論できるとよい。
		境委員 (一般社団法人電池サプライチェーン協議会)	製造工程端材を対象に含めると、影響はリサイクル事業者だけでなく製造業・排出事業者にも広く及ぶ。規制対象物品を早期に定義する必要がある。実際には排出事業者にも影響があり、適正な事業者に物が流れるようにする必要がある。

4.2. 具体的な規制対象定義 (つづき)

区分		発言者	内容
会議内	意見	寺園座長 (国立環境研究所)	再生を阻害しない配慮は必要だが、不適正ヤードへの規制の必要性和周辺住民が規制に寄せる期待も踏まえるべき。
	質問	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	卒業基準について、銅・アルミ等の二次合金や再生プラスチックペレットなどの中間品を想定しているのか。
会議後	意見	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- 国内資源循環を優先する対象範囲を明確にすべき。 - 素材メーカーが自社で使用する分のサテライトヤードを対象外とすることには同意する。一方、外販するスクラップヤードとの区別方法の難しさや、外資系ヤードの抜け道となるといった懸念もあるため、対象範囲は慎重に定める必要がある。
		土本委員 (全日本プラスチックリサイクル工業会)	- フレーク・フラフについては以下 2 つの要件で定義されることを望む。 ① 外形が一定の大きさ（例えば直径20mm）以下の物 ② 国内での販売実績有無（例えば売り上げの一定割合以上を国内向けに〇年以上継続して販売していることなど）・・・国内のコンパウンダーやリサイクラーは不適切な保管・管理をしているような事業者から、プラスチック再生原料を購入する可能性は極めて低いため。
		境委員 (一般社団法人電池サプライチェーン協議会)	- 工程廃材も対象物品に含まれる場合、検討に影響が生じるため、早急に適用範囲を具体化すべき。 - 当団体は電池のサプライチェーンに係る多くの企業が加盟している。モノづくりの工程より排出される廃材も対象物品に包含される場合、実態把握には相応の時間を要するため、物品の適用範囲の具体化を優先し、そのうえでフォーカスが明確になった時点でヒアリングを実施してほしい。
		平野委員 (日本プラスチック有効利用組合)	①「廃棄物」と ②「再生資源」を以下のように分けて定義づけてはどうか。 ①「廃棄物」：有償でも逆有償でも不要なモノは廃棄物 ②「再生資源」：日本国内で使用可能な「品質」で適法に「分別」「管理」されたモノ

4.2. 具体的な規制対象定義 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	平野委員 (日本プラスチック有効利用組合) (つづき)	・ 特定認証の取得事業者を規制対象から除外してはどうか。近年の資源循環促進に向け取り組むプラスチックのリサイクル事業者では、「再生資源の回収・供給事業者」「再生原料の製造事業者」「成形用再生材料（コンパウンド）」事業者に、適正な事業者（工場）である事を「審査」「証明」する第三者認証制度による認証の取得、普及を推進している。（審査内容の事例：社会に調和する工場「順法」「地元協調」、加工品質の向上を目的とした「品質管理」「工程管理」「設備の維持管理」、トレーサビリティのとれる管理など／記録とその保存など） ・ 一定の実績があるマテリアルリサイクル事業者を対象外としてはどうか。具体的には、プラスチックのマテリアルリサイクル事業を行う、完成品（粒度が20mm以下の一定品質の粉碎物・減容物・ペレットなど）の製造事業者で、日本国内の成形用再生材料（コンパウンダー）・成形製品製造事業者に5年以上の供給実績がある事業者。 ・ 梱包・入荷単位で適切な在庫管理ができていない事業者を対象外としてはどうか。具体的には、入荷物は梱包されており1 梱包ごとに「排出者」「排出場所」「排出日」「入荷日」などが明記されており、その梱包単位で在庫管理ができていない事業者、又は、パレットやコンテナ、ケースなどそのままの状態での入荷されるモノは、綺麗かつ適切に積上げて、入荷単位で「排出者」「排出場所」「排出日」「入荷日」が確認できて、入荷単位で在庫管理ができていない事業者。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	・ 検討事項2の「再生原料」の定義については、今後の検討会において、工業会会員の意見を踏まえて意見具申することとしたい。 ・ 「再生原料」に関する「公的な規格や第三者機関による認証」については、現時点では日本鉄源協会の統一検収規格の適用が考えられる。（ヘビーHS、H1、H2、プレスC、シュレッダーA、新断、鋼ドライ粉、故銑、銑ドライ粉、合金鉄スクラップ。）

4.2. 具体的な規制対象定義 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	意見	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会) (つづき)	- 定義から外れる物品（再生原料）（卒業品）を明確にしていきたい。 - 使用済金属は単一金属と複合品（雑品）と分けて考えるべき。 - 金属単一素材のスクラップまで一律に保管・再生基準の対象とした場合、金属リサイクル業界における保管・荷役・加工・出荷等の日常業務に大きな影響を及ぼし、資源循環の円滑な運営に支障を来すおそれがある。したがって、本制度の対象は、火災等の生活環境保全上のリスクが高い雑品スクラップ等に限定し、金属単一素材のスクラップは対象外とすべきである。仮に金属単一素材のスクラップを制度対象とする場合には、鉄スクラップ業界の実態を十分踏まえ、業界団体の意見を十分に聴取した上で、現場の実務に即した実現可能な基準を検討していきたい。 - 製造業者の指定問屋、ヤードは対象外にすべき。リファービッシュは再生ではなく製造業であるため、そのための部品取りは規制対象外とすべき。自動車リサイクル法では、解体業者による部品取りは推奨されている。適正な修理と部品取りを規制すべきではない。原料・部品も完成品である。再生原料の流通を止めることは避けるべきである。寄託を受けた保管の定義が不明である。雑品スクラップの寄託と良品スクラップの寄託では環境影響が異なる。生活環境保全上の支障は、水濁法の排出基準、騒音規制法基準等、法令以上の規制を条件とすることは、適正な業者まで排除することになるため避けるべきである。 - 使用済み物品になるタイミングの場合、悪質業者が言い訳できない施策が必要。 - 再生原料と完成品製造工程の判断基準を明確にし、自治体ごとの判断差が生じないようにしていきたい。
	質問	福田委員 (非鉄金属リサイクル全国連合会)	- 被覆線スクラップはどのような扱いになるか。飛散・発塵の危険性はなく、雑品扱いは厳しすぎるが、金属とプラスチックの複合素材である。輸出時のHSコードには、銅スクラップ被覆線として個別の区分がある。 「要適正保管使用済金属」と「要適正再生使用済金属」は、どのような関係にあるのか。

4.2. 具体的な規制対象定義 (つづき)

区分		発言者	内容
会議後	質問	境委員 (一般社団法人電池サ プライチェーン協議会)	- プラスチックをペレットに加工して返却する、LiBをブラックマスに加工して返却する等の「委託加工」を受託する事業者は許可対象との理解でよい。 - 当該物品の商流窓口となる「商社業」のうち、保管を自ら行わない場合においては業許可対象範囲から「除外」と認識しているが相違ないか。 - 自ら保管・再生を行わない商社も業許可対象とする場合、どの自治体から許可を受けるのか。排出事業者が所在する全自治体で許可が必要か。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄 リサイクル工業会)	- 再生原料は、段階的に施設の連携・業者間連携により品質を向上させている。現在の健全な資源流通について、商社からヒアリングしているか。 - 完成品の製造工程と再生原料を定義するのではなく、スクラップ（雑品除く）と完成品は同一の品物であることを認識いただけないか。 - ひと手間をかけて品質を高めたスクラップについて、どの工程・段階の処理を終えれば「使用済物品の定義」から外れる（再生原料・卒業品となる）のか、その明確な判断基準とタイミングをお示しいただきたい。 - 今回の新たな制度により、要適正再生使用済金属等という定義が追加されたが、例えば、産業廃棄物として受け入れた「金属くず」を破碎処理した後の有用金属類は、「要適正使用済金属」に該当するのか。 「サテライトヤード」の取扱いについて、保管のみを行う場所（船積ヤード含む）と実際の解体・選別・再生を行う施設が離れている場合、単なる一時保管のサテライトヤードに対しても、再生施設と同等の厳しい基準（防音設備や油水分離装置など）が全て一律に適用されるのか、保管専用ヤードとしての要件緩和があるのか確認したい。 - スクラップヤードで選別・加工された後の製品を最終ユーザーに販売する目的で、主に船積用として商社が運営しているスクラップヤードがあるが、こちらも積替・保管としてヤード規制の対象となるのか。

意見の詳細 (32/33)

4.3. 他法令との関係・運用

区分		発言者	内容
会議内	意見	土本委員 (全日本プラスチックリサイクル工業会)	消防法では防火設備・スプリンクラー等、労働安全衛生法では容器の積み方等が規制され、違反時は労働基準監督署の是正指導や操業停止もあり得る。公害防止条例の排水規制も含めて各法令を総点検し、規制の空白部分のみを補完すべき。
		寺園座長 (国立環境研究所)	消防法、大気汚染防止法の一般粉じん発生施設、騒音・振動制度等について、既存規制と規制の空白を整理すべき。
会議後	意見	土本委員 (全日本プラスチックリサイクル工業会)	既存法で規制できる範囲は少ない。改正廃棄物処理法が既存の個別法と重複しないよう慎重に設計すべき。
		平野委員 (日本プラスチック有効利用組合)	- 既存の法律・条例を適用して、監査、指導、処分を適正に行うべき（建築・騒音・振動・飛散・流出・はい作業・火災・水質・労働安全などに係る法律・条例）。 - 既存法・条例などによる「監査」「指導」と、社員の納税・保険加入・就業状況・年金・介護の負担金の支払い状況なども確認し、「不公正な取引方法」の対策を行ってはどうか。 - 懸念対象事業者の事業場建築物について建築基準法に基づく査察を行ってはどうか。
		木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	現状ある法令、条例で対応できることも多くあるのではないか。屋上屋になり過ぎないように、考慮すべき。関係省庁、自治体の負担能力はどうであるか。
	質問	木谷委員 (一般社団法人日本鉄リサイクル工業会)	- 保管の場合、港のヤードはどのような扱いになるのか。 - 都道府県知事等の許可を受けなければならないとする規定と、既存「金属くず類回収業」条例との関係性はどうするのか。

4.4. 保管期間・長期滞留

区分		発言者	内容
会議内	意見	高岡委員 (京都大学大学院工学研究科)	• 有害使用済機器にも保管期間の定めがない。周辺住民への影響を鑑みると、長期滞留や明らかに不法な滞留状態をどう扱うかは議論が必要。
会議後	意見	土本委員 (全日本プラスチックリサイクル工業会)	• 廃棄物処理法と同様、委託先の不法投棄でも排出事業者には罰則が及ぶ仕組みとすることで、不適正処理の抑止につながり得る。